

災害時における応急対策業務に関する協定実施細目

(実施細目の趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急対策業務に関する協定（昭和50年4月1日東京都、社団法人東京都建設業協会間協定）第7条に基づき東京都住宅局（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）との間に、建設業者が行う応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理その他甲が必要とする災害応急対策業務（以下「応急業務」という。）の円滑かつ迅速な処理を期するため必要事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため必要な事項について乙に協力の要請をすることができる。

(連絡員)

第3条 乙は、甲から災害発生のおそれがある旨又は災害が発生した旨の通報を受けた場合は、必要に応じて連絡員を甲の指定する場所に派遣し、応急業務に関する事項について、甲との連絡に当たらせるものとする。

(建設資機材等の提供)

第4条 乙は、甲が乙に対して災害発生により応急業務に従事す

ることを要請した場合、又は甲が建設業者に対して公用令書を交付する場合は、甲の求に応じて建設業者の選定並びに建設用資材、機械及び労力等のあつせんについて甲に協力するものとする。

(緊急工事)

第5条 建設業者は、乙の選定を受けて応急業務に従事し、又は甲の交付する公用令書により応急業務に従事する場合で、公共の安全確保その他の理由により緊急に工事を施行する必要があるときは、甲の指示により通常の事務手続を経ないで工事を施行することができる。ただし、事後直ちに所定の事務手続をとるものとする。

(費用の請求)

第6条 応急業務に従事した建設業者は、これに要した費用を当該業務の終了後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

(腕章)

第7条 乙は、甲が第4条の規定に基づき選定された建設業者に対して交付する腕章(現場用)の着用について協力するものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、乙に加盟する建設業者の会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があつた場合は、その都度報告

を行うものとする。

(協議)

第9条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項について
はその都度甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この実施細目は昭和50年12月3日から適用する。

この実施細目を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の
うえ各自1通を保有する。

昭和50年12月3日

甲 東京都住宅局長 児玉



乙 社団法人

東京建設業協会長 戸田順之助

